

「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例」のあらまし

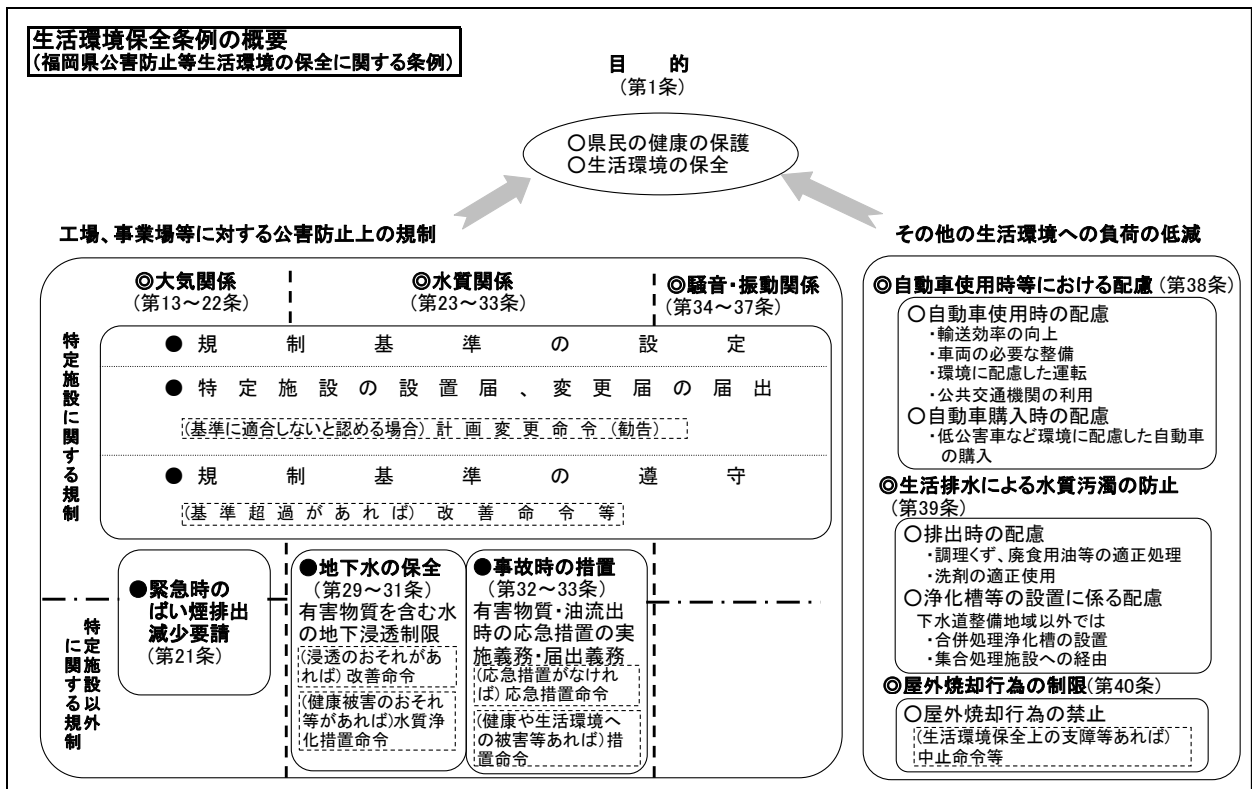


1 条例の構成等

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例（略称：生活環境保全条例）は、福岡県公害防止条例の全部を改正し、平成15年7月1日から施行されました。

条例の目的は「県民の健康」の保護と「生活環境の保全」です。また、条例の内容としては、工場等に起因する「公害」（※1）の防止と、日常生活等に起因する「生活環境への負荷」の低減が大きな柱とされており、事業者だけでなく、県民の皆さん一人ひとりに取り組んでいただく必要がある事項についても盛り込まれています。

（※1）公害の種類は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の7つです。



★ 各主体の責務 (3～5条) 努力義務

県、事業者及び県民の皆さんは、公害の防止や生活環境への負荷の低減のため、それぞれ次のことに努めなければなりません。

県	①施策の総合的推進、②事業活動にあたり公害防止や負荷低減に率先して努力、③他自治体との協力による広域施策の実施
事業者	①事業活動にあたり公害防止や負荷低減に努力、②製造・加工等した製品の使用・廃棄時の公害防止、③従業員教育等の管理体制の整備、④県が実施する施策への協力
県民	①公害防止や負荷低減に努力、②県が実施する施策への協力

2 条例の主な内容

工場等に起因する公害の防止については(1)、日常生活等に起因する生活環境への負荷の低減については(2)のとおりです。

なお、北九州市については条例の大部分が適用対象外となるほか、その他の市町村についても規制対象等によって指導権限や窓口等が様々ですので、(3)をご確認ください。

(1) 工場等に起因する公害の防止

ア 法の対象とならない施設への規制(7~20,23~27,34~37条)

事前届出必要 命令規定あり 罰則規定あり

水質汚濁防止法及び騒音規制法の対象とならない施設の一部について、条例で特定施設として定められ、污水及び騒音が規制されています(※2)。

特定施設の設置等の30日又は60日前までに届出が必要です。また、届け出られた計画に対する変更命令や、基準超過に対する改善命令等についても定められています。

条例で規定する特定施設とその規制基準等については、4ページをご覧ください。

(※2) ばい煙、粉じん及び振動に関する特定施設は定められておりません。



イ 地下水の水質の保全(29~31条) 禁止 命令規定あり 罰則規定あり

事業場等の設置者は、カドミウムやシアンなどの有害物質(※3)を含む水を地下浸透させてはいけません。また、違反に対する改善命令や、被害防止のための措置命令等についても定められています。

規制の対象となる主体

条例	水質汚濁防止法(参考)
工場・事業場の設置者(ただし、水質汚濁防止法の規制対象(右記)を除く)(※4)	有害物質使用特定事業場(有害物質を製造、使用又は処理する水質汚濁防止法特定施設がある工場・事業場)から水を排出する者

(※3) 有害物質の種類は、水質汚濁防止法(施行令第2条)と同じです。

(※4) 具体的には、有害物質を取扱い、又は保管、販売している事業場や、有害物質が入る容器の回収、保管を行っている工場・事業場などが対象となります。



ウ 水質事故時の措置(32,33条) 応急措置必要 届出必要 命令規定あり 罰則規定あり

工場や事業場、貯油施設(※5)から、有害物質又は油(※6)が公共用水域に排出され、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合、これら施設の設置者は、更なる被害拡大の防止のため応急措置を講じるとともに、速やかに事故の状況等を届出なければなりません。また、応急措置がなされない場合の応急措置命令や、現に人の健康や生活環境への被害やそのおそれがある場合の措置命令についても定められています。

応急措置や届出の対象となる公共用水域

条例	河川法(参考)	海洋汚染防止法(参考)
1、2級河川や海域に至る公共用水域	1、2級河川	海域

(※5) 建設現場に設置される貯油施設、ビニールハウスの暖房用ボイラーの燃料タンク等も該当します。

(※6) 有害物質及び油の種類は、水質汚濁防止法(施行令第2条・第3条の3)と同じです。



エ 基準の定めがない公害等の措置(41条) 指導・勧告規定あり

法令で規制基準等がない排出施設からの排出物質により公害が発生する(そのおそれがある)場合の設置者に対する公害防止指導・勧告について定められています。

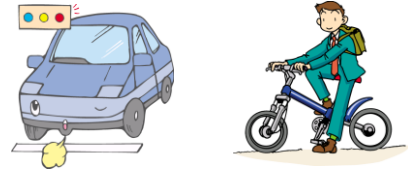
(2) 日常生活等に起因する生活環境への負荷の低減

ア 自動車使用時等における配慮(38条) 努力義務

自動車を使用する際は、輸送効率の向上、車両の適正な整備、環境に配慮した運

転等に努めなければなりません。

- (例)・自動車の相乗りの促進
 ・アイドリングストップなどのエコドライブ
 ・公共交通機関や自転車の使用



また、自動車を購入する際は、排出ガスが出ない（少ない）自動車など、環境負荷の少ない自動車の購入に努めなければなりません。

- (例)・ハイブリッド自動車、電気自動車、天然ガス自動車などの低公害車
 ・低燃費かつ低排出ガス車(H17☆☆☆☆～☆☆☆車等で燃費基準達成車)等の環境に配慮した自動車

イ 生活排水による水質汚濁の防止（39条） 努力義務

調理くず、廃食用油等の適正な処理、洗剤の適正な使用などを心がけ、水質汚濁の防止に努めなければなりません。

また、合併処理浄化槽などの処理施設を使用するなど、生活排水の適正処理に努めなければなりません。



ウ 屋外焼却行為の制限（40条） 禁止 一部命令規定あり 一部罰則あり

次の場合を除き、物（廃棄物以外のものを含みます）を屋外で焼却して、煙や悪臭を発生させてはいけません。また、生活保全上の支障やそのおそれがある場合の中止命令等について定められています。

- ・廃棄物処理法で定める構造(能力)を持つ焼却設備での焼却
- ・災害の予防、応急対策又は復旧のための物の焼却
- ・風俗慣習上又は宗教上の行事を行うための物の焼却
- ・農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる物の焼却
- ・たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる物の焼却で軽微なもの 等

(3) 条例の適用除外、市町村への権限移譲等

ア 市町村との関係（44条、事務処理特例条例）

北九州市では、この条例の規定に相当する規定を多く含む条例が制定されているため、この条例の大部分（次表で一印の事項）が適用されません。

また、次表で○印の事項は、権限移譲により市町村が窓口等となっています。

区分	事務の種類	条例の条文	北九州市	福岡市 久留米市	大牟田市	その他の 市町村
大気	特定施設の届出関係	7①,8①,9①②,10①,11②,12③	—	○	○*	
	基準不適合の場合の改善命令等	17,18,21,22①,42①	—	○	○*	
	基準のない施設に係る指導、勧告	41	—	○	○*	
水質	特定施設の届出関係	7①,8①,9①②,10①,11②,12③	—	○		
	基準不適合の場合の改善命令等	25,28, 42①	—	○		
	地下水保全のための措置	30,31①②,42②	○	○		
	事故時の措置	32①②,33①,42②	○	○		
	基準のない施設に係る指導、勧告	41	—	○		
騒音	特定施設の届出関係	7①,8①,9①②,10②,12③	—	○	○	○
	基準不適合の場合の改善命令等	36①②,42①	—	○	○	○
	基準のない施設に係る指導、勧告	41	—	○	○	○
その他	屋外焼却行為への中止等命令	40②,42②	—	○	○*	
	基準のない施設に係る指導、勧告	41	—	○		

【凡例】 —…この条例が適用されない事項、○…知事の権限を市町村長へ委譲する事項、
 空欄…委譲を行わない事項(=県が担当[次項参照])、※…事業場に係る事項のみ委譲

イ 県の窓口

県が担当する規定については、各保健福祉環境事務所の環境指導課(係)（大牟田市の区域は大牟田市環境保全課）が担当します。事務所の管轄区域や所在地等については、県ホームページをご覧ください。

条例で規定する特定施設とその規制基準等

1 汚水に関する特定施設及び排水基準

特定施設	排水基準
廃棄物処理法第8条第1項のごみ処理施設(焼却施設を除く)であって湿式集じん装置を有するもの	水質汚濁防止法の健康項目及び生活環境項目に関する基準(いわゆる一律排水基準(注6))と同じ

(注6)排水基準を定める総理府令 別表第1及び第2

2 騒音に関する特定施設及び規制基準

〔特定施設(太線内)〕

記号	名称	条例	騒音規制法(参考(注7))
イ	金属加工機械		
(1)	圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5KW未満のもの	原動機の定格出力の合計が22.5KW以上のもの
(2)	ベンディングマシン	ロール式で、原動機の定格出力が3.75KW未満のもの	ロール式で、原動機の定格出力が3.75KW以上のもの
(3)	せん断機	原動機の定格出力が3.75KW未満のもの	原動機の定格出力が3.75KW以上のもの
(4)	ブラスト	タンブラスト以外のものであって密閉式のもの及びタンブラスト	タンブラスト以外のもの(密閉式のものを除く)
(5)	高速切断機及びプラズマ切断機	すべて対象	対象外
(6)	研磨機	工具用研磨機及び板金作業場で使用する研磨機を除く。垂鉛板研磨機以外は、2台以上であること。	
ロ	クーリングタワー	原動機の定格出力が3.75KW以上のもの	
ハ	ドラム缶洗浄機	原動機を用いるもの	
ニ	ロータリーキルン	すべて対象	
ホ	重油バーナー	重油の使用量が1時間あたり50ℓ以上のもの	
ヘ	電気炉	変圧器の定格容量が1000KVA以上のもの	

(注7) 騒音規制法については、条例の対象となっている施設のみ記載。

〔規制基準〕

騒音規制法第3条第1項の規定に基づき知事(北九州市、福岡市又は久留米市の場合はその市長。以下同じ。)が定める指定地域の区分ごとに、同法第4条第1項の規定に基づき知事が定めた規制基準と同じです。詳しくは、県又は各市にお問合せください。

【お問合せ先】

福岡県 環境部 環境保全課 TEL: 092-643-3359 (総括)
092-643-3360 (大気・騒音)
092-643-3359 (水質)

- 管轄の保健福祉環境事務所 環境(指導)課 (大牟田市の区域の場合は大牟田市環境保全課)
- 北九州市 環境局 環境監視部 環境監視課 093-582-2290
- 福岡市 環境局 環境監理部 環境保全課 092-733-5386
- 久留米市 環境部 環境保全課 0942-30-9043